

1年生保護者様

学校法人 佐藤栄学園  
栄北高等学校  
校長 小暮 優治

令和元年度 国の高等学校等就学支援金  
第2期以降(7月～翌年6月)分の申請について(お知らせ)

立夏の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本校教育に際し深いご理解とご協力を賜り、深くお礼申し上げます。

さて、国から国公私立問わず高等学校等の授業料の支援として、一定の収入額未満(道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、507,000円(年収910万円未満)未満)の世帯の生徒に対して、高等学校等就学支援金が支給されます。

特に、私立高等学校等においては、教育に係る経済的負担を軽減するため、私立学校等に通う低所得者世帯等の生徒に対して、収入に応じた就学支援金を加算して支給します。

1. 対象者

私立学校等に在籍し、保護者及び親権者の所得基準(※1)に該当している場合。

2. 所得基準並びに支給金額

基準	所得割合算額(※1)	年間金額	月割金額	所得の目安(※2)
2.5倍	0円(非課税)	297,000円	24,750円	年収250万円未満
2倍	～85,500円未満	237,600円	19,800円	年収250～350万円未満
1.5倍	～257,500円未満	178,200円	14,850円	年収350～590万円未満
1倍	～507,000円未満	118,800円	9,900円	年収590～910万円未満

※1 課税(所得)証明書等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の保護者全員分の合算額が、507,000円未満の場合となります。

※2 両親の一方がサラリーマンとして勤務し、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯を目安としています。

3. 学校への提出書類

4月に申請を行った審査結果等による、今回第2期以降(7月～翌年6月)分として申請となります。以下、①～④の結果別に、書類及び提出方法が異なりますのでご注意ください。

① 要件を満たし、**受給資格が認定(通知様式6)**となり、今回申請する場合

(1) **高等学校等就学支援金 課税地確認書**

※ 課税地確認書のみ提出となります。

※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシ)掲載PDFファイル等ご参照ください。

② 申請したが要件が満たされず、**受給資格が不認定(通知様式7)**となったが、今回申請する場合

(1) **高等学校等就学支援金申請書(様式第1号)**

※ 高等学校等就学支援金申請書のみ提出となります。なお、個人番号カード(写)貼付台紙(マイナンバー)は、一度提出されておりますの提出は不要です。

※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシ)掲載PDFファイル等ご参照ください。

③ 前回、申請しない申出であったが、今回申請する場合

(1) **高等学校等就学支援金申請書(様式第1号)**

※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシ)掲載PDFファイル等ご参照ください。

(2) **個人番号カード(写)等貼付台紙(保護者全員分のマイナンバーが必須)**

- ※ 基準に該当している場合、申請に必要とする書類となります。
- ※ 記入及び貼付方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシー)掲載PDFファイル等ご参照ください。
- ※ 控除対象配偶者(非課税)世帯の場合であっても、必ず保護者2名分のマイナンバーの提出をお願いいたします。
- ※ 個人番号カード又は通知カードの写しが提出できない場合は、保護者2名分のマイナンバーが記載された住民票等を個人番号カード(写)等貼付台紙と併せて提出してください。
- ※ 一人親世帯の場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙の右下に「一人親世帯」と鉛筆で記入してください。

④ 前回、申請しない申出であり、今回も申請しない場合

(1) **高等学校等就学支援金申請書(様式第1号)**

- ※ 高等学校等就学支援金申請書のみ提出となります。
- ※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシー)掲載PDFファイル等ご参照ください。

※ 通知様式6と7は、対象世帯へお渡ししました、別途審査結果通知にてご確認願います。  
また、それぞれ該当する①～④の書類は、配付しております就学支援金関係書類提出用と記載されている封筒に入れ提出してください。(全員提出)

4. 支給方法 **審査決定後、授業料指定口座へ振込予定**となります。

※ 3ヵ月分を各1期分とし、翌年6月まで(2期(7月～9月), 3期(10月～12月), 4期(1月～3月), 翌年度1期(4月～6月))分けて支給となります。但し、3年生は3月迄の支給となります。振込日については、別途保護者宛通知にてご案内いたします。

5. 提出期日 **令和元年7月9日(火)迄** とします。

※ 県への提出期限が定められており、学校への提出は期日厳守をお願いいたします。  
なお、期日までに提出されませんと、今回の申請は見送りとなりますのでご留意願います。

6. 提出先 受付事務室窓口(正面玄関1階(1号棟))

平日 8:20～17:00 ・ 土曜 8:20～14:00

※ 提出書類一式を、配付しております就学支援金関係書類提出用と記載されている封筒に入れご提出願います。  
なお、クラス担任への提出をしていただいても結構です。

7. お問合せ先 本校 就学支援金事務担当 広沢 Tel 048-723-7711(代)

8. その他補足

- (1) 第1期分(4月～6月)申請し支給決定された世帯でも、第2期以降分(7月～6月(翌年))として、改めて申請が必要となります。申請されませんと、7月分より支給差止(停止)となります。また、申請したが要件を満たしていなかった世帯も、第2期以降分(7月～6月(翌年))として、申請が必要となります。
- (2) 奨学生についても、国の高等学校等就学支援金(第2期以降分)の申請はできます。
- (3) 提出されます書類に、不備や誤り等がありますと提出(申請)ができません。提出前に、再度ご確認(チェック)いただきますようお願いいたします。
- (4) マイナンバーの提出については、原則一度提出いただければ在学期間中の再提出はありません。(但し、次の申請状況によっては、再度提出もあり得ます。)
- (5) 保護者宛等のご案内については、本校ホームページやClassi(クラッシー)等でも行っておりますので、是非、Classi(クラッシー)にて保護者(代表)の携帯メールアドレス等、ご登録を行っていただきますようお願い申し上げます。
- (7) 提出されました書類等、生徒や保護者の個人情報の取扱については、関連する法令を遵守し、就学支援金事業の利用を目的として適正に管理し、その利用目的に必要な範囲を超えての取扱はいたしません。